



熊劳基発 0823 第 1 号  
平成 30 年 8 月 23 日

(一社) 熊本県医療法人協会長 殿

熊本労働局労働基準部長



### 医療保健業における労働災害防止対策の取組について(緊急要請)

日頃より、労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申しあげます。さて、熊本県内における休業 4 日以上の労働災害は、平成 29 年 1937 件が発生し、過去 10 年間で最悪の結果となり、そのうち医療保健業での労働災害発生件数は 80 件で、過去 5 年間で最悪の発生状況となりました。

このような状況の中、医療保健業では、今年の 7 月末現在で、既に 51 件の労働災害が発生しており、これは、昨年同時期(35 件)に比べ 16 件(45%)の大幅増加という状況で非常に憂慮される事態となっています。

災害の内容(平成 29 年)では、転倒災害(37%)、動作の反動・無理な動作による腰痛や膝、足首などの負傷(33%)が多く発生しています。中でも、転倒災害による被災の程度は、その半数以上が休業見込日数 1 か月を超える長期となる場合も多くなっています。

被災者のうち、約 5 割は 50 歳以上の労働者が被災しており、今後も労働者の高齢化が見込まれる中、医療保健機関における労働災害防止対策の重要性はますます高まっています。

つきましては、労働災害防止のため、傘下の会員(事業場)に対し下記重点事項への一層の取り組みを周知いただきますよう特段のご配慮をお願いします。

#### 記

#### 重点事項

##### 1. 転倒災害防止対策

転倒災害の防止を重点とした安全活動、安全衛生教育の実施(4S 活動、KY 活動、危険の「見える化」の推進、雇入れ時教育の徹底)

##### 2. 腰痛予防対策

作業における腰部に負担の少ない作業実施

##### 3. 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全対策の推進



\*対策の参考になるリーフレット等

厚生労働省のホームページに掲載していますのでご活用ください。

(検索)

<厚生労働省>

<雇用 労働>

<労働基準>

<リーフレット等一覧>

(安全衛生関係)

\*リーフレット等一覧の安全衛生関係をクリックしていただくと

第3次産業で働く皆様へ ~安全で安心な職場をつくりましょう~

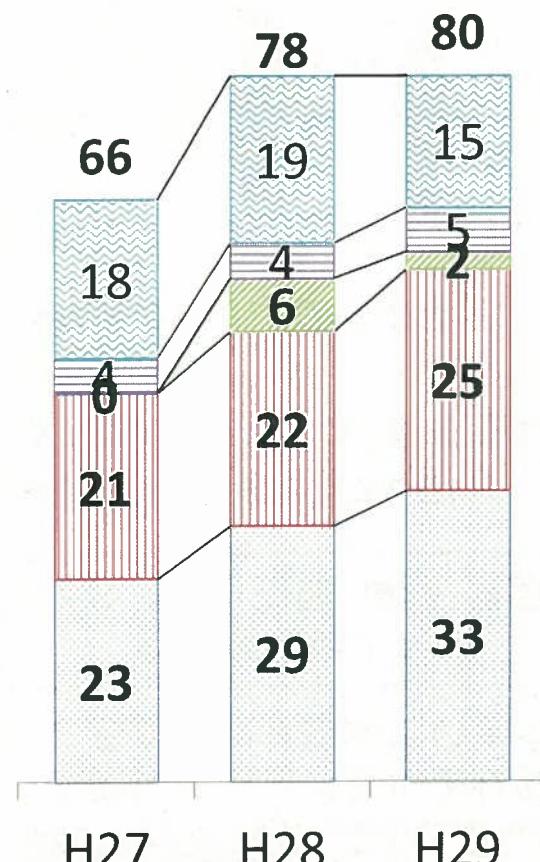
ほか、交通労働災害防止のためのガイドライン等のリーフレットが掲載されています。

# 熊本県内の医療保健業における労働災害の発生状況

熊本県内の医療保健機関における労働災害は、年々増加傾向であり、休業4日以上の休業災害は、平成29年は80件が発生しています。平成30年7月末現在では、51が発生しており、前年同時期に比べ**45%増加**しています。

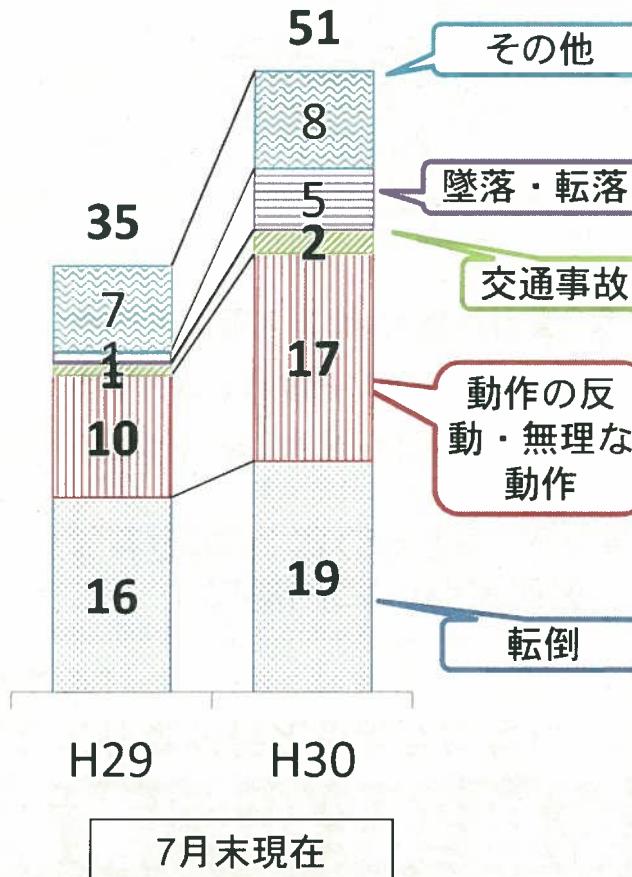
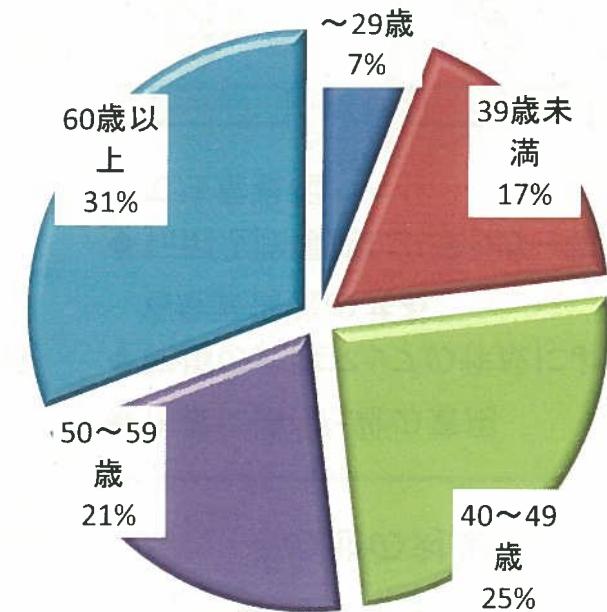
事故の型別では「転倒」「動作の反動・無理な動作(主に腰痛)」が多く、かつ増加傾向にあります。転倒災害は、約5割が50歳以上の労働者です。

社会福祉施設における労働災害の推移（人）



年齢別災害発生状況

平成30年7月末現在



労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数

# 医療保健業における転倒災害防止対策

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになります。できるところから取り組んでいきましょう。

## 設備管理面の対策

### 4S 整理・整頓・清掃・清潔

- ◆歩行場所に物を放置しない
- ◆床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆床面の凹凸、段差等の解消

かたづけ！



床ふき！

分別！

お掃除！

## 転倒しにくい作業方法 あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて

- ◆時間に余裕を持って行動
- ◆滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆足元が見えにくい状態で作業しない



## その他の対策

- ◆作業に適した靴の着用
- ◆職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



安全活動の推進には「旗振り役」が不可欠!  
職場環境や作業方法の改善、安全意識啓発をする  
**「安全推進者」**の配置をしましょう。

# 医療保健業における交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、走行管理、教育の実施等業態に合わせた業務の対策が必要です。

## ・走行管理

走行の開始、終了と経路について計画を作成する。

早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

## ・教育の実施

雇入れ時教育や日常の教育を通して、十分な睡眠時間確保、飲酒による運転の影響、体調の維持管理、交通安全情報マップの共有、交通危険予知訓練などを行う。

## ・季節・天候対策

異常気象等の際、安全な運転のため指示や迅速な情報共有をし、必要に応じて運転を中止させる。

早朝や夜間に早めの点灯を徹底させ、他の運転者に存在を認知させる。

## 交通労働災害防止のためのガイドライン

### ・安全意識の高揚

交通事故やヒヤリハット事例等を記入した交通安全情報マップを作成する。

ポスターや標語を掲示し、安全について常に意識させる。

### ・点呼の実施

疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼をする。

#### ・管理体制

#### ・健康管理

#### ・自動車の点検

## ・二輪車対策

二輪車の特性を配慮した安全な走行ルートを設定する。

自動車運転者からの視認性が向上する「安全ベスト」や安全のための「ヘルメット」を着用させる。

# 医療保健業における腰痛予防対策

職場での腰痛を予防するには、管理体制を整備した上で**作業・作業環境・健康**の3つの管理と**労働衛生教育**を継続的に実施することが重要です。また、**リスクアセスメント**の導入も有効です。

## 作業管理

### ■省力化など

人を抱え上げる作業など腰に負担のかかる作業については、リフトなどを積極的に使用する。それが困難な場合には、福祉用具を導入するなどの省力化を行い、腰への負担を軽減する。

## 作業環境管理

### ■作業空間、設備の配置など

広い作業空間を確保する。作業の姿勢、動作が不自然にならないよう、機器や設備を適切に配置し、椅子や作業台・ベッドの高さを調節する。適切な照度を保つ。

## 健康管理

### ■健康診断、腰痛予防体操など

腰痛の健康診断を定期的に実施する。医師の意見を聴き、必要に応じ、作業体制・作業方法の改善などを行う。ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

## 労働衛生教育

### ■配置時等の教育など

介護、看護などの作業に配置する際に、腰痛の発生原因、対策、腰痛予防体操などの腰痛予防教育を実施する。その後は、必要に応じて行う。

## リスクアセスメントの実施

- ・腰痛発生要因の洗い出し
- ・リスク低減対策の優先度、内容の検討

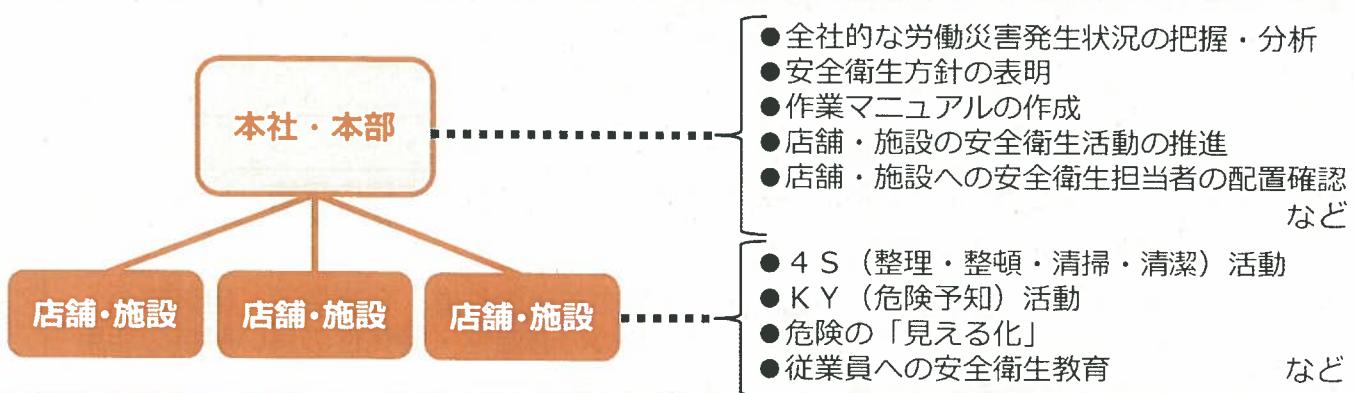
# 働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るために、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要です**。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参考ください。



## 増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上の死傷労働災害件数(12月末現在速報値)

## 小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動せたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



# チェックリスト I 本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

# チェックリスト II 店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

## チェック項目

	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>
1	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

## 主な取組事項の概要

### ① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆ 経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

### ② 4S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆ 「4S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4S活動」です。
- ◆ 4S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆ お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆ 荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



#### 策定例



策定日 平成●●年 月 日  
掲示日 平成●●年 月 日

#### 安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の基礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

#### 安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット  
代表者 代表取締役 安全太郎  
(自筆で署名しましょう)

### ③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合って、「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



業務開始前の話し合い

作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」



### ④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（=見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっていれば、そこでは特に慎重に行動することができます。



[コメト] 両手で荷物を持っての移動は転倒危険！

[コメト] 脚立に乗っての荷の取り降ろしは、補助者と一緒に！

### ⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知つていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

### ⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

### ⑦ 安全推進者の配置（労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン）

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

#### 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも  
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧いただくか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

労働者、  
雇用主の  
皆さんへ

# はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

**ポイント** はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

P 2 参照

**ポイント** はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

P 3 参照

**ポイント** はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても墜落防止用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

P 4 参照

## 統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

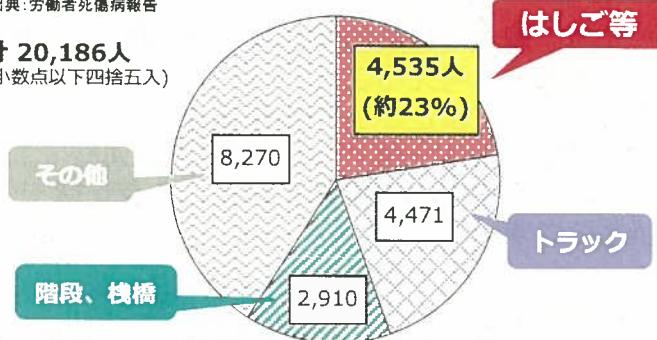
\* 「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い  
(平成23年～27年 5年平均)

【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】

出典:労働者死傷病報告

計 20,186人  
(小数点以下四捨五入)



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの  
墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】

出典:死亡災害報告

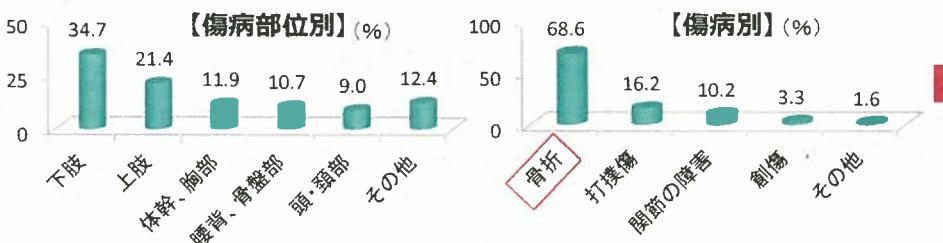


参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「音見敦、大西明宏、脚立に起因する労働災害の分析、労働安全衛生研究、Vol.8, No. 2, pp. 91-98、労働安全衛生総合研究所、2015年」

## 脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



### グラフからわかること

【傷病部位別】  
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】  
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## ポイント1

# 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんせんサイト（厚生労働省）

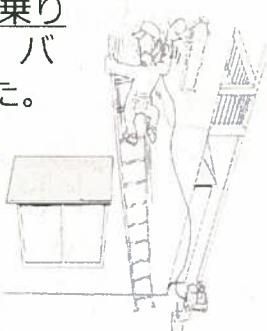
## はしご

### No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

#### ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

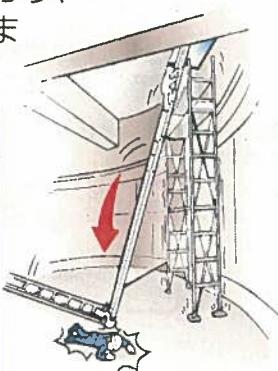


### No. 2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

#### ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。  
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。



### No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。  
(耐滑性の低い靴を使用)

#### ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。  
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。



## 脚立

### No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

#### ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。



### No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

#### ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。  
なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。  
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。



### No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。

#### ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。



（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

## ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できですか？（※）

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

### 移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

#### こうすれば 安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



しっかり  
固定！

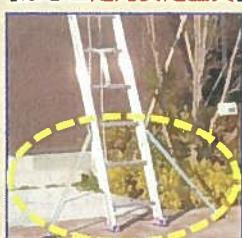
#### 注意すべきのポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

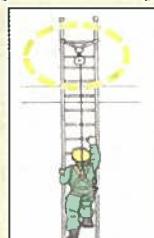
出典：「シリーズ・ここが危ない  
高所作業」中央労働災  
害防止協会編

### こういった後付けの安全器具もあります

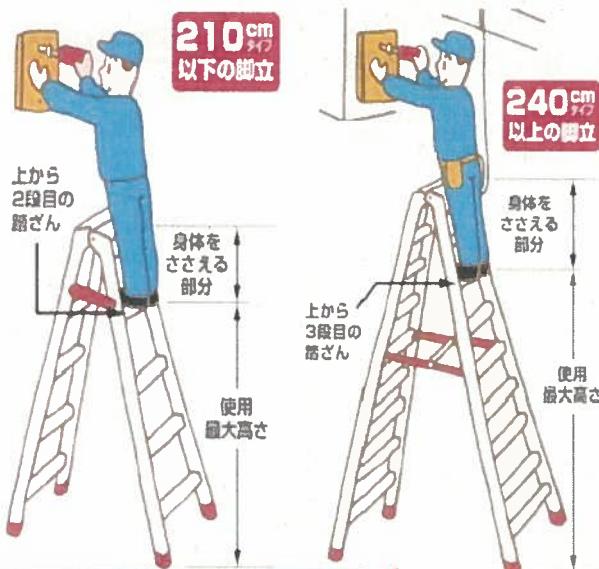
【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



安全ブロック  
(ストラップ式の  
墜落防止器具)



### 脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上での作業時は、  
ヘルメットだけでなく  
安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会  
(無断転用禁止)

### 「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

#### 移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

#### 脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

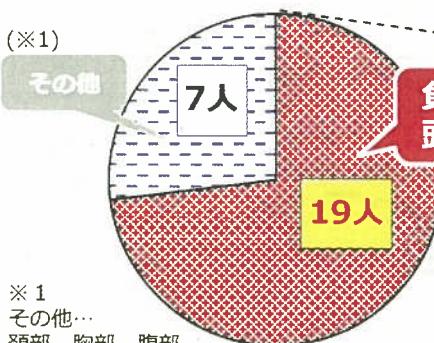
## ポイント3 必ずヘルメットを着用してください

参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落防止用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）

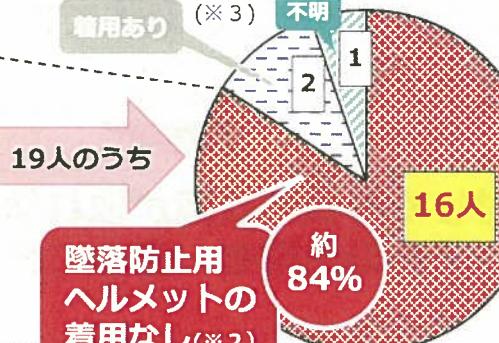
出典：災害調査復命書

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



※1  
その他…  
頸部、胸部、腹部

② 墜落防止用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



※2…①あご紐の着用が不十分で墜落中にヘルメットが外れた場合、②飛来・落下用のみのヘルメットを着用していた場合を含む。

※3…着用ありのケースでは、墜落高さがいずれも4mを超えている。

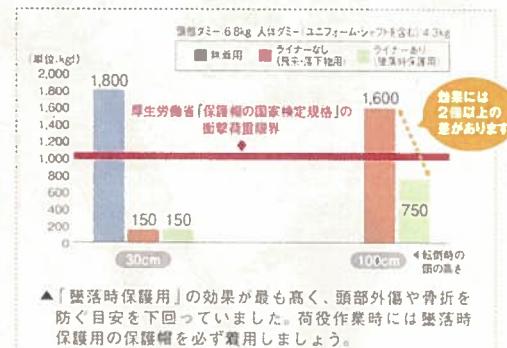
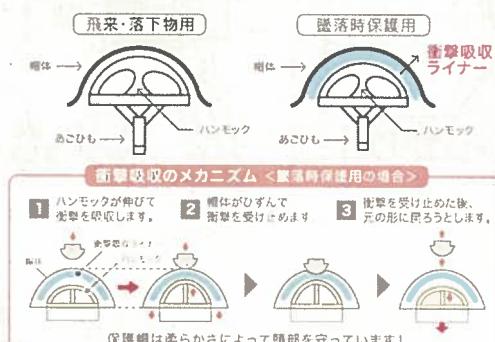
### ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

### 保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品をいいます。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望されます。

ここでは着用効果を知るために、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



### ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！



（着用時  
5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確實に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に①と③を忘れない！  
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

#### 1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

#### 3 参照

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。  
(H29.3)



# STOP! 転倒災害

## プロジェクト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

あなたの職場は大丈夫？

## 転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



### チェック項目

チェック項目	
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか
4	転倒を予防するための教育を行っていますか
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいますか
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか

### チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!



まずは、職場内で情報共有

## 転倒危険場所を見る化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、転倒の危険を見る化しましょう！

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

### 転倒危険！



コメント

切り取り線

2月・6月は重点取組期間です!!

## STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」**を推進しています。

STOP! 転倒 

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

### 転倒災害の特徴

#### 特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！

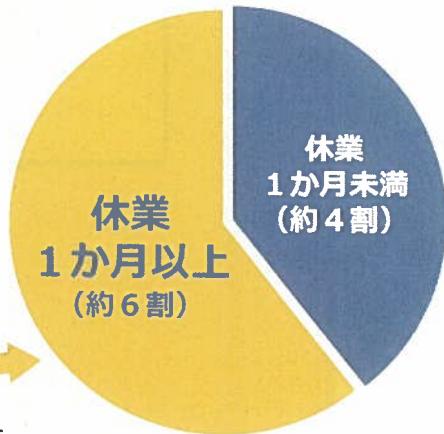
休業4日以上の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.6万件**と最も多く発生しています。

#### 特徴2 特に高年齢者で多く発生！

高年齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

#### 特徴3 休業1か月以上が約6割！

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。



### 転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
 ＜主な原因＞ ・床が滑りやすい素材である。 ・床に水や油が飛散している。 ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	 ＜主な原因＞ ・床の凹凸や段差がある。 ・床に荷物や商品などが放置されている。	 ＜主な原因＞ ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

### 転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S(整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"><li>歩行場所に物を放置しない</li><li>床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く</li><li>床面の凹凸、段差などの解消</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>時間に余裕を持って行動</li><li>滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行</li><li>足元が見えにくい状態で作業しない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>作業に適した靴の着用</li><li>職場の危険マップの作成による危険情報の共有</li><li>転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起</li></ul>

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒

検索

